厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	岸	宏一（自民）	中島	眞人（自民）	小林	正夫（民主）
理　事	国井	正幸（自民）	中原	爽（自民）	柳澤	光美（民主）
理　事	武見	敬三（自民）	中村	博彦（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	辻	泰弘（民主）	西島	英利（自民）	蓮	舫（民主）
理　事	山本	孝史（民主）	藤井	基之（自民）	草川	昭三（公明）
理　事	遠山	清彦（公明）	水落	敏栄（自民）	小池	晃（共産）
	坂本	由紀子（自民）	足立	信也（民主）	福島	みずほ（社民）
	清水	嘉与子（自民）	朝日	俊弘（民主）		
	田浦	直（自民）	家西	悟（民主）		

（17.2.24 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出13件（うち本院先議５件）及び衆議院提出１件（厚生労働委員長提出）であり、そのうち内閣提出12件及び衆議院提出１件を可決または承認し、内閣提出１件は衆議院解散のため審査未了となった。このほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願79種類1,340件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

介護保険 **介護保険法等の一部を改正する法律案**は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の導入等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、地域支援事業のうち権利擁護事業を市町村の必須事業に改めるとともに、予防給付及び地域支援事業について施行後３年を目途に費用対効果等を検討し所要の措置を講ずる旨の修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、新予防給付のサービス内容及びその有効性、居住費・食費を保険給付の対象外とする理由及びこれにより影響を受ける入所者等への対策、ケアマネジャーを始めとする介護労働者の労働条件等を改善するための方策、新たに設置される地域包括支援センターの在り方、被保険者・受給者の範囲拡大に対する考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により、特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、その対象者が依然として多い現状に配慮して、そ

の期間を５年間延長しようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するともに、特別養護老人ホームにおける利用者負担の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

障害者施策 **障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案**は、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲も高まっている状況にかんがみ、精神障害者に関する雇用対策の強化や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするものである。なお、衆議院において、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する旨の修正が行われた。委員会においては、精神障害者雇用の義務化の必要性及びその実施時期、在宅就業障害者への発注を促すための施策の在り方、障害者の職場適応に必要とされるジョブコーチの人材確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害者自立支援法案は、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、自立支援医療に関する規定の施行期日の変更、検討規定の追加等の修正が行われた。委員会においては、応益負担制度導入の妥当性、移動支援事業を個別給付としなかった理由、障害程度区分認定の考え方等について質疑が行われたが、衆議院解散のため審査未了となった。

三位一体改革 **国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案**は、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進する政府の方針等を踏まえ、国民健康保険制度の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するともに、三位一体改革における本改正案の位置付け、医療制度改革前に国民健康保険法を改正する妥当性、都道府県財政調整交付金を導入する意義とその配分基準、補助金の廃止及び交付金化が与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

上記のほか、**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案、社会保険労務士法の一部を改正する法律案、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**及び**臨床検査技師、衛生検査技師等に**

関する法律の一部を改正する法律案がそれぞれ可決され、**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件**が承認された。

〔国政調査等〕

２月24日、自殺予防対策に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し、地域・職域での孤立を防ぐことで自殺予防を推進する必要性、国を挙げて自殺問題に取り組む必要性、自殺誘発要因を分析し対処する必要性、自衛官の自殺増加に対する労働安全衛生上の取組状況、成果主義や裁量労働制の導入が自殺増加に与えた影響、地域によって自殺者数の格差が生じる理由、男性と比べて女性の自殺率が低い理由、自殺問題を教育現場で取り上げる必要性、自殺者の遺族等へのケアの在り方等について質疑を行った。

３月８日、厚生労働行政の基本施策について尾辻厚生労働大臣から所信を、平成17年度厚生労働省関係予算について衛藤厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、第161回国会閉会後の平成16年12月８日、９日の両日、山形県及び福島県において実施した社会保障及び労働問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月15日、厚生労働行政の基本施策について、介護保険制度の現状と課題、障害者福祉サービスに応益負担を導入する際の利用負担上限設定の在り方、障害者自立支援法案の附則で精神保健福祉法を大幅改正することの妥当性、精神障害者に対する地域住民の理解を推進させる必要性、仕事と家庭の両立支援を行う必要性、国際養子縁組に関するハーグ条約批准に向けて国内体制を整備する必要性、若年者雇用対策に関する政府の取組状況、タイとのＦＴＡ交渉に係るマッサージ師受入問題に対する厚生労働省の考え方、雇用保険三事業の助成金に関する予算計上の在り方、高齢者医療に伸び率管理制度を導入することの是非、災害時の医療提供体制の在り方、臓器提供意思表示カードが普及しない理由、麻酔科医不足に対する厚生労働省の取組状況、年金積立金の株式運用の在り方を再検討する必要性、生活保護基準の見直しが生活保護世帯に与える影響、中国残留邦人対策の在り方、シベリア抑留者の賃金未払い問題解決に向けた政府の考え方等の質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度厚生労働省関係予算の審査を行い、児童手当の支給額及び支給対象年齢の引上げの必要性、保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受入枠の有無、平成17年７月に神戸で開催される第７回アジア・太平洋地域エイズ国際会議への厚生労働省の対応、年金課税の見直しに伴う介護保険料及び国民健康保険料の負担の増加、行政処分を受けた医師に対する再教育制度の必要性、公立保育所の運営費が一般財源化されたことによる影響、中小企業人材確保支援助成金が増額された理由等について質疑を行った。

４月28日、若年者雇用対策の現状、中央社会保険医療協議会の在り方、労働災害防

止に向けた施策を充実させる必要性、在外被爆者に対する援護施策の在り方、医療保険制度改革に向けた検討状況、兵庫労働局の不正経理問題の調査の在り方、医療保険の適用範囲の在り方､看護職員の需給見通しを見直す必要性等について質疑を行った。

５月12日、母体保護法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者清水嘉与子君から説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

７月19日、社会保険庁以外の部局における監修料問題及び兵庫労働局における不正経理問題について尾辻厚生労働大臣から、都道府県労働局に対する会計検査の状況について会計検査院当局から、それぞれ報告を聴取した後、兵庫労働局における不正経理問題への厚生労働省の対応状況、都道府県労働局の会計経理に関する会計検査院の検査方針、エイズ対策に係る世界基金への支援策、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備の状況、アスベスト問題に関する政府の対応策、朝鮮人徴用問題に係る政府の対応状況等について質疑を行った。

また、**自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議**を行った。

８月３日、アスベスト問題に関する件を議題とし、政府参考人から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取した後、これまでに政府が講じてきたアスベスト対策の妥当性、アスベスト問題に関する政府のこれまでの対応を検証する必要性、厚生労働省がアスベストによる発ガンの危険性を把握した時期、アスベスト使用の全面禁止が遅れたことに対する厚生労働大臣の認識、アスベスト含有建材の在庫品についても直ちに使用を禁止する必要性、アスベスト関連疾病に係る労災保険の時効期間を見直す必要性、アスベスト関連施設等の周辺住民に対し疫学的調査を行う必要性、アスベストに係る総合相談窓口を設置する必要性等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

５月12日、**母体保護法の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者清水嘉与子君から説明を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を平成17年７月31日から、平成22年７月31日まで５年間延長しようとするものである。

（２）委員会経過

○平成17年２月24日（木）（第１回）

・社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・自殺予防対策に関する件について参考人防衛医科大学校防衛医学研究センター教授高橋祥友君、産業医科大学精神医学教室教授中村純君及び秋田大学医学部教授本橋豊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、中原爽君（自民）、柳澤光美君（民主）、小林正夫君（民主）、坂本由紀子君（自民）

○平成17年３月８日（火）（第２回）

・厚生労働行政の基本施策に関する件について尾辻厚生労働大臣から所信を聴いた。

・平成17年度厚生労働省関係予算に関する件について衛藤厚生労働副大臣から説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年３月15日（火）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・厚生労働行政の基本施策に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、坂本由紀子君（自民）、西島英利君（自民）、朝日俊弘君（民主）、蓮舫君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月17日（木）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣承認第１号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

・**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月18日（金）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、小林正夫君（民主）、家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月22日（火）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第14号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

○平成17年３月25日（金）（第７回）

・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）
介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月29日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、今井総務副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、草川昭三君（公明）、朝日俊弘君（民主）、小林正夫君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年３月30日（水）（第９回）

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について参考人全国町村会長・福岡県添田町長山本文男君、日本経済新聞論説委員渡辺俊介君、全国知事会社会文教常任委員会委員長・宮城県知事浅野史郎君及び全国生活と健康を守る会連合会事務局長辻清二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年３月31日（木）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第８号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

・**介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成17年４月５日（火）（第11回）

・**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月７日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、辻泰弘君（民主）、小林正夫君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第61号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、武見敬三君（自民）、山本孝史君（民主）、蓮舫君（民主）、小林正夫君（民主）、草川昭三君（公明）、小林美恵子君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年４月14日（木）（第14回）

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について参考人年金の福祉還元事業に関する検証会議委員岩渕勝好君、社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君、星ヶ丘厚生年金病院院長吉矢生人君、健康保険病院労働組合中央書記長濱田實君、財団法人厚生年金事業振興団理事長吉原健二君、社団法人全国国民年金福祉協会連合会理事長加藤陸美君、社団法人全国社会保険協会連合会理事長伊藤雅治君及び財団法人社会保険健康事業財団理事長金子洋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（岩渕勝好君、紀陸孝君、小島茂君、吉矢生人君、濱田實君）に対する質疑

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、柳田稔君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・参考人（吉原健二君、加藤陸美君、伊藤雅治君、金子洋君）に対する質疑

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、山本孝史君（民主阪）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年４月19日（火）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、武見敬三君（自民）、小林正夫君（民主）、足立信也君（民主）、柳澤光美君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第62号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

〇平成17年４月21日（木）（第16回）

・理事の補欠選任を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）**について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴き、同君、尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（衆第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）**

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月26日（火）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）**

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）

以上両案について尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第63号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（閣法第64号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

〇平成17年４月28日（木）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・若年者雇用対策に関する件、中央社会保険医療協議会の在り方に関する件、労働災害

防止対策に関する件、在外被爆者援護の在り方に関する件、医療制度改革の検討状況に関する件、兵庫労働局における不正経理問題に関する件、治療用眼鏡等に対する医療保険適用に関する件、看護師不足の解消策に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、辻泰弘君（民主）、浜四津敏子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年５月12日（木）（第19回）

・理事の補欠選任を行った。

・**母体保護法の一部を改正する法律案**の草案について提案者清水嘉与子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員三井辨雄君から説明を聴いた。

○平成17年５月17日（火）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、西島英利君（自民）、朝日俊弘君（民主）、小林正夫君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年５月19日（木）（第21回）

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、草川昭三君（公明）、足立信也君（民主）、下田敦子君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成17年６月７日（火）（第22回）

・理事の補欠選任を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について参考人全国町村会常任理事・沖縄県嘉手納町長宮城篤実君、社団法人日本経済団体連合会常

務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長花井圭子君、鹿児島大学法科大学院教授伊藤周平君及び特定非営利活動法人特養ホームを良くする市民の会理事長本間郁子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、山本孝史君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、草川昭三君（公明）、櫻井充君（民主）、蓮舫君（民主）、柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月９日（木）（第23回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、森岡厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、遠山清彦君（公明）、辻泰弘君（民主）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月13日（月）（第24回）

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本医師会常任理事野中博君、筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授久野譜也君、社会福祉法人恵仁福祉協会常務理事・特別養護老人ホームアザレアンさなだ施設長宮島渡君、国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部長大川弥生君、特定医療法人財団健和会柳原診療所所長増子忠道君及び特定非営利活動法人サポートハウス年輪理事長安岡厚子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月14日（火）（第25回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、草川昭三君（公明）、蓮舫君（民主）、下田敦子君（民主）、小林正夫君（民主）、櫻井充君（民主）、紙智子君（共産）、足立信也君（民主）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月16日（木）（第26回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚

生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第30号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年６月23日（木）（第27回）

・**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員城島正光君から説明を聴いた。

○平成17年６月28日（火）（第28回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣、藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、家西悟君（民主）、小林正夫君（民主）、柳澤光美君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第36号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年７月５日（火）（第29回）

・**建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年７月７日（木）（第30回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、小林正夫君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第37号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年７月19日（火）（第31回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・社会保険庁以外の部局における監修料問題及び兵庫労働局における不正経理問題に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴き、都道府県労働局に対する会計検査の状況に関する件について会計検査院当局から報告を聴いた後、エイズ等感染症対策に関する件、兵庫労働局における不正経理問題に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備に関する件、アスベスト問題に関する件、朝鮮人徴用問題に関する件等について尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議**を行った。

〇平成17年７月26日（火）（第32回）

・**障害者自立支援法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員福島豊君から説明を聴いた。

〇平成17年７月28日（木）（第33回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**障害者自立支援法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年８月３日（水）（第34回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・アスベスト問題に関する件について政府参考人から説明を聴き、参考人独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院副院長岸本卓巳君及び石綿対策全国連絡会議事務局長古谷杉郎君から意見を聴いた後、尾辻厚生労働大臣、山崎内閣官房副長官、高野環境副大臣、西厚生労働副大臣、政府参考人、参考人石綿対策全国連絡会議事務局長古谷杉郎君及び独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院副院長岸本卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険における国庫負担率の見直し、基礎年金の国庫負担の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民健康保険法の一部改正関係

１　市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入する。

２　低所得者の保険料軽減分に対する公費補填に係る国庫負担を廃止し、都道府県の負担とする。

二、児童福祉法の一部改正関係

児童福祉施設のうち、保育所、児童養護施設等の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行う。

三、身体障害者福祉法の一部改正関係

身体障害者更生援護施設の設置に要する費用について、補装具製作施設等に係るものを国庫負担の対象外とする。

四、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

麻薬取締員及び麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員に要する費用を国庫負担の対象外とする。

五、売春防止法の一部改正関係

婦人保護施設の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行う。

六、老人福祉法の一部改正関係

市町村が行う養護老人ホームへの入所措置等に要する費用を国庫負担の対象外とする。

七、母子保健法の一部改正関係

１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査に要する費用を国庫負担の対象外とする。

八、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正関係

１　国の交付金の交付は、国が作成する基本方針に基づき、市町村又は都道府県が作成する計画に対して行われる仕組みとする。

２　市町村又は都道府県が作成する計画に掲載された公的介護施設等について、都道府県知事への届出を事業の開始の日又は施設の設置の日から１月以内に行えば足りるとする老人福祉法等の特例等を設ける。

九、次世代育成支援対策推進法の一部改正関係

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

十、国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成17年度において、国庫は、基礎年金の給付に要する費用の３分の１及び1,000分の11に加え、約1,101億円を負担する。

十一、施行期日等

１　この法律は、平成17年４月１日から施行する。

２　国民健康保険制度における保険給付等に要する費用に対する国庫負担の見直し、都道府県負担の導入等について、所要の経過措置を設ける。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、平成17年が戦後60周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、平成17年４月１日における戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面40万円、10年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は平成17年４月１日から施行する。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、児童扶養手当等の額が特例措置により1.7％かさ上げされていることから、このかさ上げ分の今後の取扱いについて定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成17年度以降の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に関する医療特別手当等について、児童扶養手当法等の規定どおりに計算した手当の額が、特例額（平成16年度の額。ただし、消費者物価が下落した場合には平成16年度の額から下落分を減額した額。）に満たない場合には、特例額を当該手当の額とする。

二、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所

した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置の期間を５年間延長しようとするものである。

なお、この法律は平成17年４月１日から施行する。

介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、新たなサービス類型の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等

１　介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、施設介護サービス費等の対象外とする。

２　所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者が指定施設サービス等を受けたときは、当該者に対し、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について特定入所者介護サービス費等を支給する。

二、介護予防に関する事項

１　「要介護状態」及び「要支援状態」の定義を見直す。

２　「介護予防訪問介護」等12種類のサービスを「介護予防サービス」とする。

３　「介護予防認知症対応型通所介護」等３種類のサービスを「地域密着型介護予防サービス」とする。

４　市町村は、介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に対し、介護予防サービス費等を支給する。

５　「介護予防支援」とは、居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うことをいう。

三、地域密着型サービスに関する事項

１　「認知症対応型共同生活介護」等６種類のサービスを「地域密着型サービス」とする。

２　市町村は、地域密着型サービスを受けた要介護被保険者に対し、地域密着型介護サービス費を支給する。

３　地域密着型サービス事業者は市町村長が指定する。地域密着型サービス事業に係る運営基準及び地域密着型介護サービス費の額について、市町村の裁量を認める。

四、要介護認定及び要支援認定に関する事項

1　要介護認定等の申請に関する手続を代行できるものについて、指定居宅介護支援事業者等であって厚生労働省令で定めるもの及び地域包括支援センターとする。

2　市町村は、要介護認定等における認定調査を、都道府県知事が指定する「指定市町村事務受託法人」に委託することができる。

五、指定居宅サービス事業者等の指定等に関する事項

1　指定居宅サービス事業者等の指定等について欠格要件及び取消要件を追加する。

2　都道府県知事は、介護保険施設等の指定等をしようとするときは、関係市町村長に対し意見を求めなければならない。

3　指定居宅サービス事業者等の指定等について更新制を設ける。

4　市町村長は、当該職員に指定居宅サービス事業者等の事業所に対し立入検査等をさせることができる。

5　指定居宅サービス事業者等に対する都道府県知事の勧告、命令等に係る権限を規定する。

六、介護サービス情報の公表

介護サービス事業者に対し、サービスの内容及び事業者又は施設の運営状況に関する情報であって厚生労働省令で定めるものを都道府県知事に報告することを義務付けるとともに、都道府県知事による調査及び情報の公表について所要の規定を設ける。

七、地域支援事業等に関する事項

1　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業及び包括的・継続的マネジメント支援事業をいう。）を行うものとする。さらに、地域支援事業として、介護給付費適正化事業その他の事業を行うことができる。

2　市町村等は、地域包括支援センターを設置することができる。地域包括支援センターは、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施する。

3　介護予防事業等及び包括的支援事業の実施の委託について所要の規定を設ける。

4　地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うものとする。地域支援事業に要する費用の負担について所要の規定を設ける。

八、その他

1　目的規定に、要介護状態となった高齢者等の「尊厳の保持」を明記する。

2　「痴呆」という用語を「認知症」に改める。

3　介護支援専門員の都道府県知事への登録制度及び資格更新制度等を設ける。

4　第一号被保険者の保険料の特別徴収の対象を遺族年金及び障害年金に拡大する。

5　社会福祉施設職員等退職手当共済法について、介護保険制度の対象である施設及び事業に従事する職員の退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助を行わないこととする。

6　その他所要の規定の整備を行う。

九、施行期日等

１　施行期日

この法律は、平成18年４月１日から施行する。ただし、一は平成17年10月１日から、八の２は公布の日から、その他一部の項目については平成18年10月１日からそれぞれ施行する。

２　検討

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

１　地域支援事業のうち、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改める。

２　政府は、この法律の施行後３年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を附則に追加する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第２条第１項に規定する検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うこと。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うこと。

二、介護保険施設等における食費及び居住費を保険給付の対象外とするに当たっては、利用者の負担が過重なものとならないような負担上限額を設定し、低所得者への配慮と激変緩和に努めること。併せて、社会福祉法人による利用者負担減免制度の運用改善等のきめ細かな低所得者対策を講ずること。この場合においては、社会福祉法人に過剰な負担とならないように適正な措置を検討すること。

三、介護保険施設等の給付の見直しに関しては、施行に向け周知に万全を期すとともに、施行後においては、利用者負担の実態の把握に努めること。なお、介護保険三施設における食費及び居住費の徴収に関しては、これらの施設における居住環境の整備を図るとともに、入所者の所得、施設の居住環境等の実情に応じて、適切に対処すること。また、高齢者の非課税限度額の見直しに関する影響については、税制改正の趣旨を踏まえた激変緩和措置を講ずること。

四、平成16年度税制改正における年金課税の強化（公的年金等控除の縮小）に伴う第一号被保険者の保険料負担の増加に対しては、激変緩和を図るため、課税層に対する保険料賦課において、多段階で弾力的な段階設定が可能となるよう措置すること。また、上記措置には、平成16年度税制改正の激変緩和の意義があることについて、全国の担当部長会議等において十分な説明を行い、市町村への周知徹底を図ること。

五、介護保険制度を費用負担の面で支える現役世代の意見を制度運営に十分反映させるため、厚生労働省に保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すること。また、第二号被保険者の介護保険料の料率については、上限の設定など、その急激な増加を抑える方策について検討を行うこと。

六、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの基盤整備及び介護施設の個室・ユニットケア化を推進すること。また、介護予防サービス及び地域密着型サービスを提供する事業所については、既存施設を活用するなど効率的な整備の推進に努めること。さらに、介護施設、グループホーム等の居住系サービス及び介護サービス付きの「住まい」の整備の在り方について、住宅政策との連携を図りつつ検討を行うこと。さらに、介護者の急病など緊急・突発的なニーズに対応できるよう、ショートステイを利用しやすいものに見直すこと。

七、新予防給付の導入に伴い、認定区分が要介護一から要支援二に変更される者について、これらの者が現に受けているサービスを引き続き受けられるよう、十分配慮すること。また、新予防給付に係る介護報酬の設定に当たっては、自立支援の観点から、時間単位だけではなく、例えば、月単位やプログラム単位の包括的な設定を導入するなど、柔軟性のある仕組みを検討すること。

八、要介護認定の有効期間の設定については、保険者である市町村の意向に配慮しつつ、利用者の要介護度の改善が見られた場合、要介護区分を速やかに変更するよう努めること。

九、要支援・要介護になるおそれのある高齢者への適切な介護予防サービス提供に向けて、地域包括支援センターの保健師等が要介護認定非該当者や未申請者の実態把握を行うことができるよう努めるものとすること。また、新予防給付及び地域支援事業の効果に関して信頼性の高い研究成果を蓄積し、市町村に対して情報提供に努めること。

十、新予防給付・地域支援事業の実施状況をみながら、平成20年度末までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小を図り、全国平等のサービスとなるように必要な財政措置等を講じること。また、地域支援事業における介護予防サービスの対象者選定に係る「介護予防のスクリーニング」においては、全国共通の客観的基準に基づいた判定が行われるように努めること。

十一、介護予防プランにおいて口腔機能向上のための口腔ケアプランを策定する際には、歯科医師、歯科衛生士等の専門家の意見を聴くこととすること。

十二、地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー（仮称）については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

十三、介護保険事業及び介護予防事業の実施に関しては、生涯を通じた健康づくり支援という観点から、生活習慣病予防等その他の健康づくり関連事業との連携性、整合性を有

するよう努めること。

十四、ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立性・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。

十五、ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が発揮できるように十分な指導や支援に努めること。

十六、介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

十七、介護サービス事業者の指定及び取消の要件に、労働関係及び社会保険関係法規の遵守状況を含めることを検討するとともに、介護サービス情報の公表に当たり、短時間勤務も含めた従業員の健康診断及び感染症予防に関する研修の実施の有無を対象項目に含めること。

十八、難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講じること。

十九、介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること。

二十、在宅療養者における介護保険及び医療保険の自己負担の上限額の在り方については、次期医療制度改革の際に結論を得ること。また、この法律の施行後３年を目途として行われる新予防給付及び地域支援事業等に係る検討を行うに際しては、新予防給付の対象者やそのプログラムの内容についても必要な検討を行うこと。

二十一、認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。また、認知症高齢者が、悪質な事業者等に利用されることなく、安心して介護サービスを受け、地域で暮らせるように、さらに、高齢者の虐待防止の観点からも、市町村の必須事業となった権利擁護事業の充実や、成年後見制度の活用促進が図られるように措置すること。

二十二、介護サービス事業所における施設長・管理者について、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけ、事業者指定・更新の際の要件とするよう検討すること。また、サービス提供責任者の業務内容を明確化し、必要な職業能力開発の仕組みを整備すること。

二十三、市町村の保険者機能の強化及び介護給付費の適正化を一層推進するため、居宅サービスの実施状況を、保険者において国民健康保険団体連合会と連携し、より正確に把握・

管理するシステムの確立を早急に図るとともに、介護費用通知の実施拡大、不正請求の防止を徹底すること。

二十四、介護保険事業に従事する人材を適切に確保する観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入継続の努力を促すとともに、今回の改正により公的助成が廃止される施設等の制度改正後の新規採用職員について、中小企業退職金共済制度に加入する選択も可能となるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲が高まっている状況にかんがみ、精神障害者への雇用率適用や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、精神障害者への雇用率適用

１　雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者を雇用しているときには、その数に相当する身体障害者又は知的障害者を雇い入れたものとみなす。

２　納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者はその数に相当する身体障害者又は知的障害者とみなす。

二、在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大

厚生労働大臣は、自宅等において就業する障害者の就業機会の確保等を支援するため、これらの障害者に直接、又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（在宅就業支援団体）を介して業務を発注した事業主に対して、在宅就業障害者特例調整金等を支給する。この場合、厚生労働大臣は、支給業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

三、福祉施策との連携強化

１　国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

２　機構は、職場適応援助者による援助であって、社会福祉法人等が行う事業等に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給する。

四、施行期日

この法律は、平成18年４月１日から施行する。ただし、三は、平成17年10月１日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第２条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うこと。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うこと。

二、視覚障害者等就職の困難な障害者の雇用を促進するため、障害の重さの程度区分が職業生活上の困難さを配慮したものとなるよう障害者雇用率制度の見直しを行うとともに、障害者雇用納付金制度においては、納付金の額、徴収範囲、報奨金の在り方等についても見直しを行うこと。

三、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増大していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。

四、障害者の雇用機会の一層の拡大を図る観点から、精神障害者に対しては、グループ就労等の多様な就労形態の促進等、必要な支援措置を講ずること。また、一般雇用への就労が困難な障害者に対しては、多様な就労の場が確保されるよう、積極的な取組を行うこと。

五、精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得強要及び申し出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。あわせて、従来、各企業において取り組まれているメンタルヘルス対策について、引き続き充実が図られるよう指導を行うこと。また、精神障害者については、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るための必要な措置が採られるよう指導を行うこと。

六、精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等を早急に確立し、普及させること。

七、在宅就業障害者特例調整金については、障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、適切な額を設定すること。また、特例調整金を支給する際の基準となる評価額の設定については、企業が在宅就業障害者に対して仕事を発注しやすくなるような水準に設定すること。

八、在宅就業支援団体の育成に努めるとともに、在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても、業務運営基準の遵守等を徹底するための厳正な監督指導を実施すること。

九、通勤等の困難な障害者の雇用を促進するため、企業における障害者の在宅勤務制度の

普及・促進を図るための必要な措置を講ずること。

十、障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者と共に就労した経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

十一、週20時間以上30時間未満の短時間労働について、重度以外の身体障害者・知的障害者に対しても実雇用率を適用し、法定雇用率の算定上にも身体障害者・知的障害者の短時間労働を反映させることについて影響を十分検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。また、納付金等の算定に当たっても同様の取扱いとすること。

十二、派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点から、その実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

十三、障害者の働く場の一層の創出を図るため、企業内で職務を整理して仕事を分かち合うこと、工業団地や商店街のような地域において、障害者を多数雇用する企業に仕事を出し合うこと等を通じて、企業が企業内外における障害者の働く場の創出に取り組むことを推進すること。

十四、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するため、雇入れ計画作成命令の発出基準等の指導基準を見直す等により雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

十五、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の雇用率等、障害者雇用の現況を自ら公表するよう指導すること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっており、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。

十六、発達障害者の就労を支援するため、雇用率への適用を検討するとともに、発達障害者支援センター等との連携を取りつつ適切な職場適応援助等を行うこと。

十七、公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階において連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。

十八、障害者の雇用機会の拡大のためには、障害者に対する教育内容の充実と教育現場でのノーマライゼーションの実現が重要であることから、障害者教育の見直しを積極的に進めること。

十九、就職の困難な重度障害者の職業訓練機会が狭められることのないよう、委託訓練の政策効果の評価に当たっては、障害の程度に応じた就職率を把握・評価する等、きめ細かな対応を行うこと。

二十、平成19年に日本で開催される国際アビリンピック大会の準備及び運営に当たっては、これを契機として障害者の雇用・就業機会の一層の拡大が図られるよう万全を期すこと。

右決議する。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、最近における建設業を取り巻く経済社会情勢の変化等にかんがみ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を建設雇用改善計画に定める事項に加える。

二　事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善等に関する措置及び建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を一体的に行うための実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

三　実施計画の認定を受けた事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて、構成事業主を求人者とし、構成事業主に常時雇用される労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業を行うことができる。

四　実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の常時雇用する労働者を他の構成事業主の下で就業させる建設業務労働者就業機会確保事業を行うことができる。

五　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が建設業務を労働者派遣事業の適用除外としていることについては、その趣旨及び建設業の実情を踏まえ、これを堅持すること。

二、建設業務労働者の雇用改善措置と就業機会確保事業等に関する措置を一体的に行うための実施計画の認定に当たっては、労働政策審議会の意見が反映されるような運用を行うこと。また、実施計画の認定及び就業機会確保事業の許可に当たっては、厳格な基準を設定した上でこれに基づく適切な審査を行うこと。

　なお、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主に対しては、継続的な指導監督を行うこと。

三、建設業務有料職業紹介事業については、求職者の個人情報が個人情報保護法等の関係法令に基づき認定事業主団体によって適正に管理されるよう指導の徹底を図ること。

四、建設雇用改善計画の策定に当たっては、送出事業主が送出労働者の技能を適切に評価し、その能力をいかした事業運営に努めるべきことを明確にすること。

五、建設業務労働者就業機会確保事業については、対象となる常用労働者の範囲について、不適切な運用が行われることのないよう厳正な制度運営を図ること。また、建設業法に

基づき配置が義務付けられている主任技術者、監理技術者について、建設業務労働者就業機会確保事業が利用されることのないよう、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主等に対して指導を行うこと。

六、送出労働者に係る労働災害の発生の防止を図るため、法律に基づき安全衛生教育等が確実に行われるとともに送出事業主、受入事業主及びその元請事業主において必要な措置が講じられるよう指導を行うこと。また、送出事業主の倒産等により賃金未払が発生した場合には、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、引き続き迅速に未払賃金の立替払を行うこと等により、送出労働者の保護を図ること。

七、建設技能労働者の高齢化を背景に、今後、若年者等の労働力の確保及び技能の承継が重要な課題となることを踏まえ、効果的な教育訓練の在り方について検討を行うとともに、技能の承継、向上に向けて支援の拡充を図ること。

八、常用労働者以外の建設労働者についても、引き続き雇用の改善に努めるとともに、いわゆる一人親方については、形式的には個人事業主であっても実態が雇用労働者である場合には労働関係法令の適用があることについて、引き続き周知・啓発を図ること。また、請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底を図るとともに、関係者に対し厳正な指導監督を行うこと。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要旨】

本法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会保険労務士業務の拡大

1　紛争解決手続代理業務について次の業務を加える。

イ　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

ロ　都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

ハ　個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法第368条第１項に定める額（60万円）を超える場合には、弁護士が共同受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であって厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

2　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会におけるあっせんの手続の代理及び１の業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保険労務士に限り

行うことができる。

３　紛争解決手続代理業務には、紛争解決手続について相談に応ずること、当該手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと及び当該手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結することが含まれる。

二、紛争解決手続代理業務試験の実施

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために行う。

三、労働争議不介入規定の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。

二、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続を行うものを指定するに当たっては、適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われるよう配慮すること。

三、特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知見・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能力、職業倫理が担保されるものとすること。

四、特定社会保険労務士の業務内容及び代理可能な範囲については、広報等その周知徹底に努め、国民に誤解を与えたり、混乱、不利益をもたらすことのないよう万全を期すこと。

五、労働争議への介入を禁止する規定の削除が、正常な労使関係を損なうことがないよう、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を通じて指導すること。

六、社会保険労務士の業務範囲の拡大に伴い、全国社会保険労務士会連合会において、綱紀委員会や苦情処理相談窓口の設置など、国民からの信頼に十分応え得る体制整備が図られるよう指導すること。

右決議する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）（先議）

【要旨】

本法律案は、厚生年金保険法、国民年金法及び健康保険法の規定に基づいて設置してきた福祉施設の譲渡等を行う独立行政法人を設立するため、その名称、目的及び業務の範囲

等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称及び目的

１　名称は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）とする。

２　機構は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定による福祉施設並びに健康保険法の規定による保健事業及び福祉事業の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡等の業務を行うことによりその整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

二、資本金

機構の資本金は、全額政府出資とし、その額は、機構が国から承継する財産の額とする。

三、役員

機構の役員として、理事長及び監事２人を置くとともに、理事１人を置くことができる。

四、業務の範囲

機構は、一の２の目的を達成するため、主に次の業務を行う。

１　年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。

２　年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。

五、国庫納付金

機構は、毎事業年度、当該事業年度に行った年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額をそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。

六、機構の解散

機構は、その成立の日から起算して５年を経過した日に解散し、機構の資産及び債務は、その解散の時において国が承継する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、日本とフランスとの間で医療保険制度、年金制度等の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」（以下「協定」という。）

を実施するため、両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

フランスから我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定によりフランス社会保障法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

1　フランス保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のフランス保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。

2　フランス保険料納付期間中に障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合には、当該初診日において我が国の公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。

3　フランス保険料納付期間中に死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合には、我が国の公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

四、その他

1　フランス年金の申請等を行おうとする者は、当該フランス年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、フランスの実施機関等に提供することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）（先議）

【要旨】

本法律案は、日本とベルギーとの間で医療保険制度、年金制度等の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

ベルギーから我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定によりベルギー社会保障法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

1　ベルギー保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のベルギー保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。

2　ベルギー保険料納付期間中に障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合には、当該初診日において我が国の公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。

3　ベルギー保険料納付期間中に死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合には、我が国の公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

四、その他

1　ベルギー年金の申請等を行おうとする者は、当該ベルギー年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、ベルギーの実施機関等に提供することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

母体保護法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限（本年７月31日まで）を、平成22年７月31日まで５年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要旨】

本法律案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法律の題名を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

二　臨床検査技師の定義については、「医師又は歯科医師の指示」の下に各種検査を行うことを業とする者に改める。

三　臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査の項目を、省令において定める。

四　衛生検査技師の資格は廃止するものとし、この法律の施行の際現に衛生検査技師の免許を受けている者については、業務を継続して行うことができることとする等の経過措置を設ける。

五　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。

二、臨床検査技師が行うことのできる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図っていくこと。

三、人体から排出され、又は採取された検体に係る第２条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、その周知に努めること。

四、超音波検査等のうち高度かつ緻密な生理学的検査については、検査の正確性及び検査を受ける者の安全を確保するため、できる限り医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けて行われるよう関係機関の指導に努めること。

五、前項に掲げた検査について、医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けられない場

合は、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。
右決議する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）

【 要 旨 】

本承認案件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

②審査未了となった議案

障害者自立支援法案（閣法第35号）

【 要 旨 】

障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、自立支援医療に関する規定の施行期日の変更、検討規定の追加等の修正が行われた。

（４）委員会決議

―― 自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議 ――

警察庁が公表した「平成16年中における自殺の概要」によると、我が国では昨年１年間に3万2,325人が自ら命を絶っており、７年連続で３万人を上回っている。また、人口10万人当たりの自殺死亡率は、我が国では約25.3人となっている。欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い。さらに、自殺未遂は既遂の10倍以上あると言われており、年間自殺者が３万人を上回るということは、未遂者が30万人以上いると推計される。また、自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の少なくとも数人が深刻な心理的影響を受けるとされており、全国で毎年、百数十万人の人々が自殺問題に苦しんでいることになる。

政府は、平成13年度から自殺防止対策費を予算化し、相談体制の整備、自殺防止のための啓発、調査研究の推進等の対策に取り組んできた。平成14年には、自殺防止対策有識者

懇談会が「自殺予防に向けての提言」を取りまとめ、包括的な自殺防止活動の必要性を訴えている。しかしながら、その施策が個人を対象とした対症療法的なものに偏っていたこともあり、その後も自殺者数は、なお高い水準にある。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われている。我々は、世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言していることを踏まえ、自殺を「自殺する個人」の問題だけに帰すことなく、「自殺する個人を取り巻く社会」に関わる問題として、自殺の予防その他総合的な対策に取り組む必要があると考える。

政府においても、このような認識の下に、これまでの自殺防止関連施策が十分に効果を発揮していない現状を検証し、自殺による死亡者数の減少と自殺死亡率の引下げを図るとともに、自殺した人の遺族や自殺未遂者に対するケアの充実を図るため、次の事項について、緊急かつ積極的に施策を推進することによって、自殺問題に関する総合的な対策を講ずるべきである。

一、政府は、自殺問題に関し、総合的な対策を推進するため、関係府省が一体となってこの問題に取り組む意志を明確にするとともに、対策の実施に当たって総合調整を進める上で必要な体制の確保を図ること。

二、効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。

三、自殺問題全般にわたる取組の戦略を明らかにし、個人を対象とした対策とともに社会全体を対象とした対策を重点的かつ計画的に策定し、その実施に必要な予算の確保を図ること。

四、情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること。

五、自殺した人の遺族や自殺リスクの高い自殺未遂者に対する支援については、プライバシーへの配慮を含め、万全を期すこと。その際、全国で100万人を超えると言われる遺族や自殺未遂者に対する心のケアが自殺の社会的・構造的要因の解明や今後の自殺予防に資することの意義についても、十分認識すること。

右決議する。